

利尻町ふるさと応援寄付金 返礼品協力事業者募集要領

1 目的

ふるさと納税制度を活用した利尻町（以下、「町」とする）及び特産品等のPRにより、町への寄附を促進し、産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄付者へのお礼品として贈呈する商品やサービス（以下「返礼品」という。）を提供する協力事業者の募集について必要なことを定めるものとする。

2 協力事業者の要件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 町内に事業所がある法人、団体又は個人事業者であること。
- (2) 利尻町商工会員であること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 各種法令に沿った生産・製造・販売を行っていること。
- (5) 個人情報保護法等を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができること。
- (6) 町が行うイベントや各種取り組みへの参加など地域活動に協力できるもの。
- (7) 返礼品の提供過程において事業者間の連携など町内の経済循環に努める事業者
- (8) 電子メールやFAX等が使用できる環境を有していること。
- (9) 商品管理、配送、苦情処理等の対応ができること。
- (10) 協力事業者連絡会議において前項の情報開示ができること。
- (11) 暴力団による不当な行為の防止等に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (12) 町の調査等により協力できる事業者であること

3 返礼品の要件

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 総務省からの告示を遵守し、その基準（次条のとおり）に適合したものとすること。
- (2) 町の魅力を発信し、地域の活性化につながる要素をもつ返礼品であること。
- (3) 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法等の関係法令を遵守しているもの。
- (4) 品質及び数量が年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、限定品として期間・数量が明示できる場合は、この限りではない。
- (5) 発注後1週間以内に全国配送が可能な商品であること。なお、事前に町と協議し、発送時期を明示しているものはこの限りではない。
- (6) 返礼品の登録申請日時点で既に商品化されているものであり、概ね過去1年以内に、一定程度の販売実績があること。（返礼品における信頼性が確保されているか確認）
- (7) 配送希望日が特定の日に集中する返礼品については、町の求めにより返礼品の製造作業手順や購入方法、出荷手順やスタッフ体制を報告すること。
- (8) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限る。また、有効期限については発行日から1年間以上あること。
- (9) 町の求めに対し返礼品のサンプル提供や試食、試飲、現場確認等に応じることができること（無償提供）

4 返礼品の基準

以下のいずれかに該当するもの

- (1) 町内において生産されたものであること。
- (2) 町内において返礼品の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 町内において返礼品の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 返礼品を提供する町内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る）
- (5) 町の広報の目的で生産された町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から町の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 町内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が町に相当程度関連性のあるものであること。

5 返礼品の寄付金額

次の条件を全て満たすもの。

- (1) 商品及びサービスの代金（税込）が寄附金額の30%以下であること。
- (2) (1) と送料・梱包料（資材等）の合計が寄付金額の40%以下であること。
- (3) 町から求めがあった場合、送料や梱包の支払額等を提出すること。

6 返礼品の送付

- (1) 町または委託事業者は、寄附者から返礼品の申込みがあったときは、所定の様式をもって協力事業者に出荷依頼し、出荷依頼を受けた協力事業者は、速やかに返礼品を寄附者に送付する。
- (2) 町が提供する資料等を同梱すること。

7 費用負担

- (1) 返礼品の商品・サービス・送料・梱包料（資材等）は、町が負担する。
- (2) 寄附者からの品質クレームにより商品回収や再配送を行った場合にかかる費用は、協力事業者の負担とする。

8 協力事業者の特典等

- (1) ふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載する。
- (2) 返礼品等の発送に当たり、送料に影響しない範囲において、自社のチラシ等を同梱して発送することができる。

9 募集期間

随時募集を行う。

10 申込・申請方法等

次の書類に必要事項を記入し、関係書類を添え、ふるさと納税担当課へ持参すること。

- (1) 返礼品協力事業者登録申込書兼変更届（様式第1号）
- (2) 返礼品登録申請書（様式第2号）
- (3) 返礼品変更申請書（様式第3号）
- (4) 協力事業者・返礼品廃止報告書（様式第4号）
- (5) 会社概要や返礼品の内容がわかるパンフレットやチラシ
- (6) その他町が求める資料

11 協力事業者・返礼品の承認

町にて申込内容等を総合的に審査し、「利尻町ふるさと応援寄附金」の協力事業者・返礼品としてふさわしいと判断されるものについては、申込書等へ押印し申込者に通知する。

12 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、町または委託事業者から提供された寄附者の個人情報を個人情報保護法及び関係法令を遵守し、適正に取り扱わなければならない。また、協力事業者は、町または委託事業者から提供された寄附者の個人情報を、返礼品の送付以外の目的に使用することができない。
- (2) 返礼品は、寄附者が選択した場合に限り送付を依頼する。
- (3) 返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努め、内容について町及び委託事業者へ必ず報告すること。なお、品質等による補償やクレーム対応については、町は一切の責任を負わない。
- (4) 町は、協力事業者が本要領2に定める条件に適合しなくなった場合や、本要領の定め違反する行いがあった場合、または、町に損害を及ぼす行為があった場合には、協力事業者の認定を取り消すことができる。
- (5) 町は、返礼品が本要領3及び4に定める条件に適合しなくなった場合や、国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱の変更等により返礼品としてふさわしくないと判断した場合、または、返礼品として選択されることが少ない商品については、返礼品としての登録を中止することができる。

《問い合わせ先／申し込み先》

〒097-0401 利尻郡利尻町沓形字緑町14番地1
利尻町役場総務課 企画振興係（ふるさと納税）
TEL : 0163-84-2345 FAX : 0163-84-3553
E-mail : kikaku@town.rishiri.hokkaido.jp